

愛警協発第 332 号

平成 31 年 2 月 6 日

会 員 各 位

一般社団法人愛知県警備業協会

会 長 小 塚 喜 城

部外実施教育を教育時間に算入する場合の取り扱いについて（連絡）

平素は、当協会の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、当協会で開催している警備員教育である、新任及び現任教育、更には特別講習の受講者については、部外実施教育として法定の警備員教育の教育時間数に算入することが認められており、多くの会員の皆様に活用していただいております。

この度、警察本部から「協会で開催されている部外実施教育の趣旨が警備業者側に理解されていないのではないか」旨、協会に委託する側の警備業者に対する部外実施教育の理解不足を指摘されました。

その内容は、立入検査時に、警備員教育を部外実施教育として協会に委託している警備業者から「自社の警備員教育は協会に委託している」旨を申し立てる等、あたかも警備員教育は協会の責任において実施されていると誤って理解しているのではないかと指摘であります。

よって、協会で開催する警備員教育及び特別講習時間を教育時間に算入するにあたって、次の 2 点について教育担当者に再徹底をしていただくようお願いします。

- 警備業法では、警備員教育を実施する義務を負うのは警備業者であり、協会で開催する部外実施教育は限定して認められていること。
- 協会で開催される部外実施教育は、その教育事項等が警備業法施行規則第 38 条の定められるところに適合し、かつ警備業者が、その指導教育責任者が作成する教育計画書に記載する教育計画に基づき、警備員の知識及び能力の水準に照らし適切かつ効果的に実施するものである場合に限定して認めていること。

つまり、警備業者は、協会の実施する警備員教育が自社の警備員の知識及び能力の水準に照らして適合しているか確認し、適切かつ効果的であると判断した場合に限り委託し、部外実施教育を自社の警備員教育の時間に算入すべきものであります。

つきましては、来年度から実施される協会の部外実施教育である、新任教育及び現任教育、更には特別講習につきましては、教育内容、方法、時間数を明らかにした「教育計画書」を作成し、協会ホームページ（トップページのお知らせ欄や「特別講習」「新任現任教育」の各欄から確認できます。）に掲載しましたので、各教育期の警備員教育計画において自社の警備員教育に適合するかどうかを十分確認していただいた後に、部外実施教育として協会に委託していただくようお願い申し上げます。

ちなみに、今までどおり協会において「警備員教育受講証明書」、「特別講習に伴う教育実施状況表」を発行させていただきますが、協会で実施される部外実施教育を教育時間に算入する場合の適正な教育管理、関係書類の作成についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、警備員教育を自社教育のみとし、協会に部外実施教育を委託していない会員の皆様には参考としてください。

担 当 愛知県警備業協会 鈴木  
電 話 052-261-4737